

建設局が所管する許認可等に係る標準処理期間一覧			
根拠法令又は条例等	許認可等に係る事務	標準処理期間	所管課
京都市補助金等の交付等に関する条例第10条	私道整備助成金の交付決定に係る許可	30日	土木管理課 075-222-3568
同条例第10条	水防訓練実施支援補助金の交付決定	30日	土木管理課 075-222-3568
道路法第32条	道路占用許可	原則2～3週間	道路河川管理課 075-222-3564
京都市里道管理条例第12条	里道占用許可	原則2～3週間	道路河川管理課 075-222-3564
道路法第24条	道路法第24条の規定に基づく道路敷一部現状変更申請の承認	原則2～3週間(道路区域変更を伴う場合～5週間)	道路河川管理課 075-222-3564
同法第24条	車両乗入施設設置工事申請の承認	原則2～3週間	道路河川管理課 075-222-3564
河川法第23条～27条	河川占用許可	原則2～3週間	道路河川管理課 075-222-3564
京都市水路等管理条例第9条	水路等占用許可	原則2～3週間	道路河川管理課 075-222-3564
河川法第20条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	原則2～3週間	道路河川管理課 075-222-3564
京都市水路等管理条例第7条	市長以外の者が施行する水路工事等の承認	原則2～3週間	道路河川管理課 075-222-3564
都市公園法第5条第1項	京都市都市公園に係る公園施設の設置許可及び変更許可	21日	みどり政策推進室 075-222-4114
同法第5条第1項	京都市都市公園に係る公園施設の管理許可及び変更許可	21日	みどり政策推進室 075-222-4114
同法第6条第1項	京都市都市公園に係る占用許可及び変更許可	14日	みどり政策推進室 075-222-4114
同法第5条の5及び同法第5条の6	京都市都市公園の公募対象公園施設における公募設置等計画の認定及び当該計画の変更の認定	30日	みどり政策推進室 075-222-4114
京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例、京都市指定保存樹等助成事業実施要綱	京都市指定保存樹等助成事業	14日	みどり政策推進室 075-222-4114
土地区画整理法第4条第1項	(個人施行者)施行の認可	42日	市街地整備課 075-222-3580
同法第10条第1項	(個人施行者) 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第11条第4項	(個人施行者)一人施行から数人施行への変更時の規約の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第13条第1項	(個人施行者)事業の廃止又は終了の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第14条第1項	土地区画整理組合の設立の認可	98日	市街地整備課 075-222-3580
同法第14条第2項	事業計画の決定に先立つ土地区画整理組合の設立の認可	42日	市街地整備課 075-222-3580
同法第14条第3項	事業計画の決定に先立つ土地区画整理組合の事業計画の認可	84日	市街地整備課 075-222-3580
同法第20条第3項(第39条第2項において準用する場合を含む。)	事業計画についての意見書の処理	56日	市街地整備課 075-222-3580
同法第39条第1項	土地区画整理組合の定款変更の認可	42日	市街地整備課 075-222-3580
同法第39条第1項	土地区画整理組合の事業計画等変更の認可	84日	市街地整備課 075-222-3580
同法第45条第2項	土地区画整理組合の解散の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第49条	(組合施行)決算報告書の承認	14日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条第3項	組合の新設合併の認可	98日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条第3項	事業計画の決定に先立って設立した組合の新設合併の認可	42日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条第4項	組合の吸収合併に伴う定款の変更の認可	42日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条第4項	組合の吸収合併に伴う事業計画の変更の認可	84日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条第4項	組合の吸収合併に伴う事業基本方針の変更の認可	42日	市街地整備課 075-222-3580
同法第51条の2第1項	区画整理会社の施行の認可	98日	市街地整備課 075-222-3580
同法第51条の8第3項(第51条の10第2項において準用する場合を含む。)	(区画整理会社)規準及び事業計画についての意見書の処理	56日	市街地整備課 075-222-3580

同法第51条の10第1項	区画整理会社による規準又は事業計画の変更の認可	84日	市街地整備課 075-222-3580
同法第51条の11第1項	区画整理会社の合併、事業の譲渡等の認可	98日	市街地整備課 075-222-3580
同法第51条の13第1項	区画整理会社による事業の廃止又は終了の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第72条第1項	測量又は調査のための立入りの認可	14日	市街地整備課 075-222-3580
同法第72条第6項	測量又は調査のための障害物排除の認可	14日	市街地整備課 075-222-3580
同法第76条第1項	施行地区内における建築行為等の許可(京都市施行地区内)	14日	市街地整備課 075-222-3580
同法第76条第1項、第2項	施行地区内における建築行為等の許可 (個人施行、組合施行、区画整理会社施行、機構等施行における 施行地区内)	21日	市街地整備課 075-222-3580
同法第77条第7項	建築物等の移転又は除却の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第77条第8項	移転・除去の際の建築物等の使用許可	14日	市街地整備課 075-222-3580
同法第81条第2項	標識の移転、除却等の承諾	14日	市街地整備課 075-222-3580
同法第85条の2第5項	換地に関する指定等(住宅先行建設区内への申出)	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第85条の3第4項	換地に関する指定等(市街地再開発事業区内への申出)	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第86条第1項	換地計画の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
同法第97条第1項	換地計画の変更の認可	28日	市街地整備課 075-222-3580
京都市土地区画整理事業清算金等徴収及び交付事務規則第9条	清算金の繰上交付の承認	14日	市街地整備課 075-222-3580
京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業伏見西部第三地区土地区画整理事業施行規程第26条ほか各地区の施行規程	清算金の分割納付の承認	14日	市街地整備課 075-222-3580
京都市土地区画整理事業移転資金融資規則第9条	土地区画整理事業移転資金融資の決定	50日	市街地整備課 075-222-3580
京都市土地区画整理事業移転資金融資規則第13条	土地区画整理事業移転資金融資の事前融資の承認	50日	市街地整備課 075-222-3580
京都市補助金等の交付等に関する条例第10条	土地区画整理組合助成金の助成決定	14日	市街地整備課 075-222-3580
京都市補助金等の交付等に関する条例第10条	土地区画整理組合補助金の交付決定	30日	市街地整備課 075-222-3580
京都市補助金等の交付等に関する条例第10条	都市再生区画整理事業助成金の交付決定	30日	市街地整備課 075-222-3580
都市再開発法第7条の9第1項	個人施行者の認可(市街地再開発事業)	90日	市街地整備課 075-222-3580
同法第7条の16第1項	個人施行者の基準又は規約及び事業計画の変更の認可	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第7条の17第4項	個人施行者の変動による規約の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第7条の19第1項	(個人施行者)審査委員の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同法第7条の20第1項	個人施行者の事業終了の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第11条第1項	組合設立の認可(市街地再開発事業)	90日	市街地整備課 075-222-3580
同法第11条第2項	事業計画の決定に先立つ市街地再開発組合設立の認可	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第11条第3項	市街地再開発組合の事業計画の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同法第16条第3項	事業計画についての意見書の処理	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第38条第1項	市街地再開発組合の事業計画等の変更の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同法第38条第2項	事業計画の変更についての意見書の処理	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第45条第4項	市街地再開発組合解散の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第49条	決算報告の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条の2第1項	再開発会社の施行の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580

同法第50条の6	再開発会社の規準及び事業計画についての意見書の処理	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条の9第1項	再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条の9第2項	再開発会社の規準又は事業計画の変更についての意見書の処理	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡若しくは譲受の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条の14第1項	(再開発会社)審査委員の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同法第50条の15第1項	再開発会社の事業終了の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第60条第1項	測量又は調査のための土地の立入り等の許可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第61条第1項	測量又は調査のための土地の試掘等の許可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第64条第2項	標識の移転、除却等の承諾	15日	市街地整備課 075-222-3580
同法第66条第1項	建築行為等の許可	15日	市街地整備課 075-222-3580
同法第66条第8項	土地の形質の変更等の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同法第70条の2第3項	個別利用区内の宅地への権利変換の申出の承認	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第72条第1項	権利変換計画の認可(市街地再開発事業)	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第72条第4項	権利変換計画の変更の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第99条の3第3項	特定建築者の決定の承認	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第99条の8第5項	特定建築者の決定の取消しの承認	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第117条第3項	財産処分及び債務の弁済に関する計画の承認	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第129条の3第1項	再開発事業計画の認定	60日	市街地整備課 075-222-3580
同法第129条の5第1項	再開発事業計画の変更の認定	30日	市街地整備課 075-222-3580
同法第129条の7	地位の承継の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同法第133条第1項	管理規約の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第78条第2項	(計画整備組合)定款及び事業基本方針の変更の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第93条第1項	計画整備組合の設立の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第97条第2項	計画整備組合の解散の決議の認可	60日	市街地整備課 075-222-3580
同 第98条第2項	計画整備組合の合併の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第122条第1項	(個人施行者)防災街区整備事業の施行の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第129条第1項	(個人施行者)規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	60日	市街地整備課 075-222-3580
同 第130条	個人施行者の変動による規約の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第131条第1項	(個人施行者)審査委員の選任の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同 第132条第1項	(個人施行者)防災街区整備事業の終了の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第136条第1項	事業組合の設立の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第136条第2項	事業計画の決定に先立つ事業組合の設立の認可	60日	市街地整備課 075-222-3580
同 第136条第3項	事業組合設立後の事業計画の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第140条第4項 (第157条第2項、第169条及び172条第2項において準用する場合を含む。)	(事業組合)事業計画についての意見書の処理	60日	市街地整備課 075-222-3580
同 第157条第1項	(事業組合)定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第163条第4項	事業組合の解散の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580

同 第164条	事業組合の清算人による決算報告書の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同 第165条第1項	事業会社による施行の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第172条第1項	(事業会社)規準又は事業計画の変更の認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可	90日	市街地整備課 075-222-3580
同 第177条第1項	(事業会社)審査委員の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同 第178条第1項	(事業会社)防災街区整備事業の終了の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第191条第1項	測量及び調査のための土地の立ち入りの許可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第192条第1項	障害物の伐採及び試掘等の許可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第195条第2項	標識の移転、除却等の承諾	15日	市街地整備課 075-222-3580
同 第197条第1項	建築行為等の許可	15日	市街地整備課 075-222-3580
同 第197条第7項	土地の形質の変更等の承認	15日	市街地整備課 075-222-3580
同 第202条第3項	個別利用区内の宅地への権利変換の申出の承認	60日	市街地整備課 075-222-3580
同 第204条第1項	権利変換計画の認可	60日	市街地整備課 075-222-3580
同 第204条第4項	権利変換計画の変更の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第236条第3項	特定建築者の決定の承認	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第241条第5項	特定建築者の取り消しの承認	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第261条第3項	財産処分及び債務の弁済に関する計画の承認	30日	市街地整備課 075-222-3580
同 第277条第1項	管理規約の認可	30日	市街地整備課 075-222-3580

※これらの標準処理期間には補正等に要する日数は含まれておりません。

※別途個別に公表しているものや個別の内容ごとに判断する例外的な許認可等で、標準処理期間の設定が困難であるものは掲載していない場合があります。